

第 1 6 回大空町農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 2 5 日 第 1 6 回大空町農業委員会総会は、大空町役場 3 階 1 号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	6 番 渡 邊 恵 二	7 番 小 川 一 浩
8 番 福 田 英 信	9 番 福 田 重 幸	1 0 番 佐久間 仁
1 1 番 増 子 昭 雄	1 2 番 真 鍋 剛	1 3 番 佐々木 経 一
1 4 番 森 英 章	1 5 番 仲 西 政 克	1 8 番 追 分 敏 行
2 0 番 遠 藤 哲 也	2 1 番 佐 野 一 義	2 2 番 先 崎 教 之
2 3 番 丹 羽 真 治	2 4 番 石 田 正 俊	

(2) 欠席者

5 番 児 山 高	1 6 番 高 橋 敬 義	1 7 番 長 尾 照 幸
1 9 番 岡 本 シゲ子		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主 査 戸井 裕之	主 事 仙石 陸
主 事 中村 遥樹		

第16回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第16回総会を開催いたしたいと存じます。 それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。 前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 9月に入り、収穫期、小麦の播種期を迎えまして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第16回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 15日の大雨によりまして、収穫作業、麦の播種等が滞っていました。ここ一週間ほど低温でありましたが、天候が回復し畑が乾いてきまして、やっと本格的に作業ができるようになってきたところであります。 本年は、昨年と比べまして日中・夜間ともに気温が低めで、北海道らしい温度ではないかと思っております。ビートもちらほらと褐斑病が少しずつ発生しておりますが、去年のようになっていませんので、収量、糖分ともに期待しているところであります。また小豆におきましては、倒伏している圃場が多数見受けられますが、葉が落ちてきていますので、去年ほどには収穫に苦労しないのではないかと考えております。 まだまだ忙しい日が続きますが、皆様には、事故、怪我等がないこと、また、よい出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	8月19日開催の第15回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告説明)
石田会長	ただ今より、第16回農業委員会総会を開催いたします。

	(午後 2 時 0 6 分)
石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、20名であります。 児山委員、高橋委員、長尾委員、岡本委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号まで計11件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、14番森英章委員、15番仲西政克委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年9月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、2 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 5 年 4 月 1 8 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、当該農地に新たに住宅を建設したいとの申請があったもので、第 3 地区農業委員により 9 月 1 9 日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。図面につきましては、図面 3 ページから 5 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 農地法第 5 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認をしておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、9 月 1 9 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係１番から４番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１５条第４項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和６年９月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第３号利用権設定関係１番から４番朗読】 これらの１番から４番までの案件につきましては、貸主の離農に伴う賃貸借の新規案件でございます。貸主からあっせんの依頼を受けまして、８月２６日に第１地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては、６ページから９ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、全ての案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番から 4 番までについて質疑に入ります。
委員	よろしいですか。
石田会長	〇〇委員。
〇〇委員	1 番と 2 番で 5 9 番 3 から 6 1 番の 1 までは重なっているんですけど、これはどういうふうなものですか。
戸井主査	ただいまの〇〇委員の質疑に対して回答させていただきます。 こちらの重なっている部分については、2 人で持つということで、中身については 2 分の 1 ずつ使うということになっております。 以上です。
委員長	土場として使いたいということです。
石田会長	〇〇委員、よろしいでしょうか。
〇〇委員	よろしいです。
石田会長	他になにかご意見ございますか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 4 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。

仙石主事	事務局。 議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和６年９月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、先々月の総会において公社買入議決をいただいている案件となっております。今後の一時貸付け農家、〇〇さんでございますが、その貸付け分に係るものでございます。ご審議願いますようお願いいたします。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第４号利用権設定関係１番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に議案第５号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。
	１番について、提案理由の説明を求めます。
	事務局。
戸井主査	議案第５号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成２０年農業委員会訓令第３号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和６年９月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	【議案第５号１番朗読】
	この案件につきましては、９月１８日に第１地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認していただ

	いております。図面につきましては、１０ページに掲載してごさいますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、９月１８日に第１地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第５号１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第５号２番朗読】 この案件につきましては、８月２０日に第４地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、１１ページに掲載をしてごさいますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、８月２０日に第４地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。

	結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 6 号「農地の賃借料情報の提供について」を議題としま す。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 6 号「農地の賃借料情報の提供について」このことについ て、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 2 条の規定により次の とおり決定したいので、審議を求める。令和 6 年 9 月 2 5 日提出 大 空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 6 号説明】 お手元に、農地の賃借料情報の提供についてという 1 枚ものの紙を お配りしてございます。 例年 9 月の総会でご報告をさせていただいているところでございま すが、今回につきましても、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 1 年間に設定されました地域別の実勢賃借料をお載せしてお ります。 内容につきましては、この 1 年間の農地法 3 条による賃貸、利用集 積計画による賃貸の件数を拾いあげまして、平均値、最高額、最低額 をお載せしているところでございます。 この内容につきましては、今回ご承認をいただきましたのち、例年 どおり大空町のホームページ及び町民の皆様にお配りしております広 報にて、この表を公開して参りたいと考えております。 説明については以上です。

石田会長	これより議案第6号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年9月2 5日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて、報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時31分終了)